

歳末たすけあい募金

「歳末たすけあい運動」は、
毎年12月に「共同募金運動」の一環として、
地域の社会福祉協議会が中心となって実施しています。

この運動は、戦後の混乱期に、
市民のたすけあいの精神により、
生活に困窮する人々に対する物資の
持ち寄り運動として始まりました。
その後、時代や福祉課題の変化に応じながら、
地域での安心・安全な暮らしを支えるための貴重な募金として
様々な取組みに活用されています。

みなさんからのあたたかいお気持ちによる募金は、
年の瀬にあたって支援を必要とされる方々への
お見舞金の配分に加え、地域福祉活動の充実や、
福祉のまちづくりの推進を図ることに活用されています。

皆さんからの温かいご厚意に心からお礼申し上げます。

歳末たすけあい募金

募金の使いみち

みなさんからお寄せいただいた募金は、「お見舞金」をお配りした後、東京都共同募金会にいったん納め、翌年度いたばし社協が行う地域福祉活動費として再度送金され、活用させていただいています。



当該年度 歳末たすけあい募金



お見舞金

- ・重度心身障がい者
- ・原爆被爆者
- ・精神障がい者共同作業所
- ・私立保育園など

お見舞金を除いた募金

翌年度
いたばし社協
地域福祉活動費

いたばし社協が翌年度に、地域福祉事業に使わせていただきます。



お見舞金を受けられた方から、お礼のはがきが届きました。

この度は、歳末お見舞い金を頂きありがとうございました。区民の皆さまのご厚意に心から感謝しております。定期的に病院に通い体調維持につとめておりますが、この夏の酷暑のせいか心身ともに疲れやすく感じられるこの頃ですが、この一年大病をしなくて過ごせましたことを幸せと思っています。寒さに向かいますのでご自愛のうえ、よいお年をお迎えくださいませ。



地域福祉活動費はこのような事業に使わせていただいています。

- 福祉の森サロン活動支援
- ・養護施設児童レクリエーション
- ・ひとり親家庭バスツアー
- 福祉団体助成
- 福祉啓発事業 など



歳末たすけあい募金

歳末たすけあい運動に対する寄附金の 税制上の優遇措置

共同募金の一環である「歳末たすけあい運動」への寄附には、
税制上の優遇措置があります。

◆寄付者が個人の場合

社会福祉法人に対して直接寄附する場合は、
所得税（国税）の寄附金控除対象になりますが、
共同募金会を通じて寄附を行う場合は、
さらに個人住民税（地方税）の寄附金税額控除対象にもなります。

＜所得税に係る寄附金控除額＞

寄附金額（年間所得の40%を限度とする額） - 2千円

＜住民税に係る寄附金税額控除額＞

寄附金額（年間所得の30%を限度とする額） - 5千円} ×10/100

◆寄付者が法人の場合

株式会社などの法人の寄附は、
法人税の算出に当たり寄附額を「全額損金」とすることができます。

税制上の優遇措置について詳細はこちらをご参照ください↓

<https://www.akaihane.or.jp/find/tax/>

このページに関するお問い合わせ

経営企画課 経営企画係

〒173-0004 板橋区板橋二丁目65番6号
板橋区情報処理センター1階

電話：03-3964-0235 FAX：03-3964-0245
メール：info@itabashishakyo.jp



いたばし社協キャラクター

こころちゃん & ふたこ



板橋区社会福祉協議会
Itabashi Council of Social Welfare

〒173-0004 板橋区板橋二丁目65番6号
板橋区情報処理センター1階
代表電話番号：03-3964-0235